

ワイズメンズクラブ国際協会

国際憲法 付則

1. 名称、モットー、本部、法的地位および財源

- 101 エンブレム（標章）は、上辺に「International」の語を配した赤色の三角形、大きな青色の「Y」および光芒を付けた金色の星からなる。何らかの識別用の図ないしエンブレムが、ワイズメンズクラブ国際協会の表記との関連で使用される場合は、必ず上記エンブレムを含むものとする。
- 102 本協会の名称（そのすべてのバリエーション）およびロゴは、本協会の所有財産であり、その使用は、本協会の目的および利益のために、クラブ会員、加盟クラブ、および管理団体に排他的に留保される。
- 103 本協会は、公式ロゴによって識別される。このロゴおよび国際的に承認された代替ロゴは、公式の色とフォントで、協会のウェブサイト上で利用できるようにする。すべての加盟クラブ、部、区、地域は、協会が公表するブランドガイドラインを遵守しなければならない。

2. 綱領と目的

- 201 「イエス・キリストの教えに基づき」とは、ワイズメンは、イエス・キリストが教えられたことを受け入れることを意味し、また、イエス・キリストの教えをワイズメンが実際の行動に移すよう心掛けることを意味する。イエス・キリストの教えは、ワイズメン全体の意志決定のための、クラブおよび国際協会の運営のための、さらにワイズメン個人の日々の生活のためのガイドライン（指針）となるものである。
- 202 本協会の中核的価値観は、愛、思いやり、無私の奉仕、犠牲であり、本協会とその会員の行動に反映されなければならない。
- 203 代表者立法協議会（国際議会）は、本協会の目的と目標を達成するために、随時、戦略的計画を採択することができる。
- 204 ワイズメンズクラブ国際協会は、親睦を育み、教育、環境、健康の分野でプロジェクトを実施し、YMCA のミッションパートナーとして活動することにより、世界に前向きで永続的な変化をもたらす加盟クラブの包摂的な国際的な協会である。

3. 構成会員

- 301 本協会の単位として組織された少なくとも 5 人のグループをクラブと呼ぶ。クラブは 5 つのカテゴリーに分類される。
- クラシッククラブ：少なくとも 15 名の会員を有するクラブ
 - プレミアムクラブ：少なくとも 25 名の会員を有するクラブ
 - ゴールドデンクラブ：少なくとも 50 名の会員を有するクラブ
 - ダイヤモンドクラブ：少なくとも 75 名の会員を有するクラブ
 - プラチナクラブ：少なくとも 100 名の会員を有するクラブ
- 302 各クラブは、少なくともその所在する都市または州および / または国の名をその名称に入れること。ただし 2 以上のクラブが存在する地域社会では、各クラブは、適当な識別名称を加えるものとする。
- 303 すべてのクラブ会員は、地域の YMCA の会員になることが望まれる。
- 304 世界 YMCA 同盟およびそれに加盟する各国の同盟との積極的な協力関係を保つために(1)ワイズメンズクラブ国際協会と世界 YMCA 同盟との間および(2)各国内にあるいくつかの区とその国の YMCA 同盟または地方 YMCA 組織との間で、それぞれ連絡を密接にするものとする。
- 305 ワイズメンズクラブを組織するための要件と権限は、区ごとに作成し、実施するものとする。
- 306 区理事は、クラブがいつ加盟申請の要件を備えるに至ったかを定めるものとし、この通知を国際書記長に行う。新クラブの最少会員数は、5 人とする。国際書記長は、新クラブを登録し、加盟認証状を発行するものとする。
- 307 区理事は、区の執行機関の承認を得て、クラブがいつ消滅するかを決定し、その決定を国際書記長に通知する。
- 308 加盟クラブのいかなる会員も、本協会の原則および目的に故意に反する行為をした場合、国際執行委員会は、直接または電子メディアを通じて、関係者の意見を正当に聴取した上で、本協会のいかなる役職に就くことも、選出、任命または指名されることも禁止することができる。
- 309 クラブ加盟認証状（付則 306）は、クラブ会員が本協会の法律および規則に従う限り有効である。加盟クラブは、国際協会の目的、目標、使命または憲法に違反する行為または不行為があった場合、国際執行委員会の合議により、当該クラブの調査および正当な聴聞を経て、代表者立法協議会（国際議会）構成員の 3 分の 2 以上の多数決により決定された場合、加盟権を剥奪される。投票は、代表者立法協議会（国際議会）の会合で行われるか、電子投票によって行われる。代表者立法協議会（国際議会）の決定を最終決定とする。
- 310 広義会員は、代表者立法協議会（国際議会）が定める会費を毎年支払うものとし、ワイズメンズクラブ国際協会の議決権を持たない。

- 311 バーチャルクラブおよびグローカルクラブは、区による異なる地理的所在地の会員から構成され、国際協会に加盟することができる。

4. 代表者立法協議会（国際議会）

- 401 代表者立法協議会は、国際議会とも称される。
- 402 代表者立法協議会（国際議会）の機能：
- 運営予算、プログラム予算、その他の国際予算を設定し、承認する。
 - 国際大会開催地を決定し、プログラム作成を援助する。
 - 新しいプロジェクトを開始し、進行中のプロジェクトの維持と推進を行う。
 - 当面の目標と長期的な目標を設定し、協会の計画グループとなる。
 - 国際憲法を見直し、維持する。
 - 会員増強、資金管理、クラブ加盟認証状の発行・回収、役員・職員の責務に関する方針を見直す。
 - 付則を制定し、必要な国際出版物を作成するための予算を提供し、責任を割り当てる。
 - 区および指名委員会から提出された候補者から、次期国際会長および次期国際会計の候補者を指名する。
 - 本憲法第2条に従い、代表者立法協議会（国際議会）は、現実の問題に関して立場声明を発表することができる。緊急の場合は、代表者立法協議会（国際議会）が承認した立場表明の指針に従って、国際会長がワイズメンズクラブ国際協会を代表して立場表明を行うことができる。
- 403 ワイズメンズクラブ国際協会は、8の地域またはこの憲法の規定に基づいて随時新設、合併され得る数の地域によって構成される。代表者立法協議会（国際議会）に代表を送る8の地域は、以下のとおりである。
1. アフリカ — アフリカ大陸および周辺諸島にあるすべての国
 2. アジア太平洋 — 旧ソビエト連邦の東と南の端をもって境界とする。ただし韓国とインドは、含まないが、南太平洋地域諸国、オーストラリア、ニュージーランドおよび周辺諸島を含める。
 3. カナダ / カリブ海諸国 — カナダのすべての州および領有地ならびにカリブ海諸島のすべての国
 4. ヨーロッパ — 西は、大西洋を境界とし、東は、旧ソビエト連邦西部境界に至るものとする。
 5. インド — インドのすべての州および領有地ならびにペルシア湾およびオマーン湾に接するアラビア半島内のすべての国および領有地
 6. 韓国 — 韓国のすべての州および領有地。モンゴルおよびベトナムを含む。
 7. ラテンアメリカ — 中南米にあるすべての国およびメキシコ
 8. アメリカ合衆国 — すべての州および領有地
- 404 各地域から代表者立法協議会（国際議会）に選出する議員数の決定は、2年毎に計算され、その年の6月30日時点で国際本部が把握している直近過去4半期の会員数報告における国際会費支払済み会員数の平均に基づく。しかしながら、第4条第2項により、いずれかの地域の議席数が増加される場合は、代表者立法協議会（国際議会）の現議員の任期が満了となる時に、はじめて割当てられるものとする。
- 405 各地域から代表者立法協議会（国際議会）に選出する議員数の算出に用いる計算方式は、ドント方式を用いる。この方式の説明書は、請求すれば国際本部から入手できる。
- 406 立法年度は、7月1日に始まり、6月30日に終了するものとする。
- 407 代表者立法協議会（国際議会）および年央会議の議事録は、会議後30日以内に各区理事に送達されるものとする。区理事は、この情報をクラブに伝達すること。変更および追加事項は、その後30日以内に区理事に送達されるものとする。
- 408 国際協会の活動を検討し計画を立てる目的で毎年1月または2月に年央会議と呼ばれる会合をバーチャルまたはハイブリッドで開催する。年央会議を構成する者は、国際会長、次期国際会長、直前国際会長、国際会計（もし該当者がいる場合は、次期国際会計）および国際書記長とする。地域会長および次期地域会長にも出席を要請する。国際事業主任、委員会およびタスクフォースの委員長ならびに他の特別のゲストも可能であれば、オブザーバーとして招待される。会議の形態および最終的な場所ならびに本付則に定められている出席者を除く参加者は、国際会長が国際執行委員会と協議の上、ロジスティックおよび財政を含む、関連するすべての詳細事項を考慮して決定する。
- 409 地域憲法、地域ガイドラインまたは区定款が国際憲法に矛盾低触をきたしている場合は、無効として扱われ、国際憲法が優先される。
- 410 クラブが活動中（グッドスタンディング）であるとは、報告済みの会員数の100%分の区費、地域会費および国際会費を、直近の過去3半期を通して支払ったクラブを意味する。国際本部が毎年9月30日までに、グッドスタンディング資格からの除外要求とともに、地域 / 区から反対の情報を受け取らない限り、地域会費および区費は、適時に支払われたものとみなされる。新しく加盟したクラブが国際案件に関して投票する資格を得るには、少なくとも2半期以上存続し、その間に、報告された会員の100%分について、上記の会費を納入していなければならない。
- 411 クラブが国際、地域、区の案件に関して年次投票権を持つためには、9月30日までに、付則410に定義されているようにグッドスタンディングであり、直近3半期の会員数が少なくとも15名であり、国際本部にクラブ会長についての必要事項が記録されていなければならない。これらの要件を満たさないクラブは、その年度の国際投票権を失う。
- 412 チャーター後少なくとも25年（12月31日現在で）が経過しており、会員数が5人から14人のクラブについては、国際選挙の投票のみを目的とし、ガイドライン411での最少必要会員数規定の免除の要求を定められた方法で区理

事（写しを国際本部）に対して提出することができる。この要求を区理事は、9月30日までに受領しなければならない。また、当該クラブが積極的に会員数を増やす努力をしていることを証し、また直近3半期の会員数を明示しなければならない。当該区理事は、是認した全ての要求を国際本部に（個別でも全体をまとめてでも）10月15日までに届くように（写しを地域会長）送らなければならない。免除は、1クラブにつき連続3回まで認められる。国際執行委員会の決定を条件として、当該クラブは、決定の通知を待たずに投票を行うことができる。当該区理事は、後にもし要求が却下された場合は、その理由説明とともに決定の通知を受ける。

- 413 すべてのクラブは、当期の会費の支払いを行う前に、未払いの会費を清算しなければならない。滞納金の免除を求めるクラブは、正当な理由を添えて、区理事を通じて国際書記長に申請を提出しなければならない。国際執行委員会は、正当な理由があると認められ、かつクラブが過去にそのような免除を受けたことがない場合、滞納金を免除する権限を有する。
- 414 協議会代表者（国際議員）の選挙において、得票数が同数になった場合、当該地域の地域会長が任命する委員会が決定票を投じる。
- 415 代表者立法協議会（国際議会）において複数の議席を有する地域は、その地域憲法において承認された条件に従い、その地域内の諸区間の持ち回りによる公平な方法で、これらの議席の配分を定めることができる。
- 416 代表者立法協議会（国際議会）の手順と手続きは、以下のとおりであるが、これらだけに限定されるものではない。
- 国際会長は、代表者立法協議会（国際議会）のすべての会議の招集を決定する。国際書記長は、すべての会議について、議題と背景情報を含む協議会（議会）の招集通知を送付しなければならない。
 - 代表者立法協議会（国際議会）をオンラインで開催する場合は、少なくとも14日前、代表者立法協議会（国際議会）を対面で開催する場合は、少なくとも45日前までに通知しなければならない。
 - 代表者立法協議会（国際議会）の臨時会議は、第4条（原文では第5条となっているが、正しくは第4条）第5項に基づき要請された場合、60日以内に招集されなければならない。このような要請は、国際会長に送られ、その写しが国際書記長に送られ、会議招集の根拠が説明されていなければならない。国際執行委員会は、財政面およびロジスティック面を考慮して、会議の方法を決定する。
 - 国際書記長またはその代理の職員は、代表者立法協議会（国際議会）の議事録を作成する。

5. 国際執行委員会

- 501 次期国際会計は、その職にあつて1年間の任期を過ぎるように時期を定めて選出されるものとする。次期国際会計は、国際会長が適当と判断する国際的な会議に出席招請を受けることがある。ただし、これについては、費用などを考慮の上、決めるものとする。
- 502 次期国際会長または次期国際会計の選挙において票数が同数の場合は、代表者立法協議会（国際議会）が決定票を投ずる。
- 503 付則410、411、412および413は、第5条にも適用される。
- 504 「国際執行委員会」または「IEOs」という用語は、国際会長、次期国際会長、直前国際会長および国際会計による集団としての職務をいう。
- 505 国際執行委員会は、国際協会の運営に責任を負う。
- 国際会長は、国際執行委員会の会議を承認する。
 - 会議の開催通知は、国際書記長が発するものとし、同書記長は、会議の議事録を作成する責任を負う。

6. 専従職員

- 601 国際書記長の職務、責任の範囲、執務基準は、この役職のための職務規定に詳しく記述され、同時にこの規定は、協会の人事方針に含まれるものとする。随時この内容は、人事委員会によって現在の国際書記長と協議しつつ審査を受けるものとし、変更事項は、すべて代表者立法協議会（国際議会）の承認を得なければならない。
- 602 副書記長およびその他の職員の職務、責任範囲および執務基準は、それぞれの職務規定に的確に記述され、監督上司との交渉の上、決定される。この内容も、また協会の人事方針に反映されねばならない。
- 603 人事方針、雇用職員ごとにその監督上司との交渉を通して作成される年間職務基準および職員給与計画は、人事タスクフォースまたは人事委員会によって、自動的に毎年再検討されるものとする。国際書記長は、代表者立法協議会（国際議会）に説明する責任を負う。副書記長およびその他の職員は、国際書記長への説明責任を負い、定められた方針の範囲内で考課と報酬を受ける。
- 604 国際書記長は、毎年開催される代表者立法協議会（国際議会）および年央会議において、協会の状況について報告を行う。

7. 役職の空席

- 701 死亡、辞任、職務遂行不能のため次々期国際会長が万一空席となった場合には、次の手順が適用される。

- 指名委員会は、新しい次々期国際会長を選出するために、45日以内に2ないし3人の候補者を区に提示する。区は、投票に30日間の猶予を与えられる。
- 702 次期国際会長が死亡、辞任または職務遂行不能となった場合、次々期国際会長（選任されていれば）が自動的に次期国際会長に就任するものとする。

8. 財政

- 801 会計年度は、7月1日から6月30日とする。
- 802 代表者立法協議会（国際議会）は、毎年、ワイズメンズクラブ国際協会により運営される全ての会計とファンドに関するの予算と決算に承認を与えるものとする。これには収入と支出が含まれるものとする。
- 803 すべての国際的な基金の運用は、現行の方針または代表者立法協議会（国際議会）の特別決定に従わなければならない。それぞれの地域および区は、国際予算に対する負担金、その他の運営上必要とされる資金を得るため、地域会費および区費の制度やその他の方法を決めるものとする。18カ月にわたってクラブが国際会費、地域会費または区費を支払わないときは、そのクラブの加盟認証は、失効する。
- 804 区は、毎年2月1日および8月1日付報告の全会員数分の国際会費および地域会費を支払う。
- 805 一律でない財政負担については、国際執行役員会の決定を得た国際会長または協議会代表者（国際議員）からの動議により、代表者立法協議会（国際議会）での投票または電子投票による単純過半数で、代表者立法協議会（国際議会）が決定するものとする。

9. 大会

- 901 国際大会は、代表として出席する会員に対し、情報を広め、体験をわかち合い、啓発と精神的活性化を与える機会を設けるものとする。同時に代表者立法協議会（国際議会）に対しては、検討を行い実行に移すべき提案と推奨がなされる場でもある。国際大会の準備および開催は、原則として公式の国際大会マニュアルに準拠するものとする。
- 902 代表者立法協議会（国際議会）は、国際大会の開催日の少なくとも3年前に大会開催地を選ぶこととする。
- 903 国際大会が行われる少なくとも2年前に国際大会委員会が国際会長から任命される。この任命には代表者立法協議会（国際議会）の承認が必要である。この委員会には少なくとも当該大会の委員長、次回大会の委員長が任命され次第その委員長、大会ホスト委員会委員長、国際会計および国際書記長が構成員に含まれる。国際大会委員会は、プログラムの実行、テーマ、講演者の選考、財政上の管理と評価報告の責任を負う。

10. 地域および区

- 1001 区は、下記項目について、責任と権限をもつものとする。
 - 他区の名称と調整の上で、自区の区の名称を選定する。区の名称の重複は、認められない。
 - 区大会を企画し運営する。
 - 区理事を選出する。区理事は、自区の所属する地域会長に対し、連絡主任者となる。
 - 必要に応じて区を更に区分する。
 - クラブおよび部のリーダーの研修を行う。
 - 区において国際協会の推進を図る。
 - 地域レベルでクラブを代表する。
- 1002 区理事の研修は、国際書記長もしくは国際書記長の雇用職員または国際書記長から委任を受けた者によって実施してよい。
- 1003 現行の区の指定または改編に際しては、地理、言語、文化、人権、財政など、関連する側面すべてについて十分に検討を加えるものとする。これは国際協会の目的を達成し、維持していくために必要である。原則として、区は、少なくとも15のクラブ、会員総数300名以上をもって構成すべきである。
- 1004 現在の区に含まれていない国にエクステンションを行う場合、その国が存在する地域議会は、エクステンション業務を適切に責任分担させなくてはならない。新しい国に新クラブを設立する時は、代表者立法協議会（国際議会）は、関連する地域および区と協議の上、第10条第1項に従い、現行区の境界線を変えるものとする。
- 1005 地域には、以下の責任と権限が与えられる。
 - 地域内のクラブを国際レベルで代表する。
 - 地域内の区の機能を監督し、調整する。
 - 地域大会およびその他のイベントを計画し、実施する。
 - 地域内で国際協会を推進する。
 - その年に設定された国際の目標とターゲットを達成する。
 - エクステンションとリーダーシップ開発のために地域に割り当てられた特別発展支援金および地域裁量指導力育成

基金で区を支援する。

- 1006 現行の地域の指定または変更にあたっては、会員数の多寡を考慮するものとする。原則として、地域には、少なくとも2つの区と30以上の活動中(グッドスタンディング)のクラブが含まれるべきである。
11. 署名者
 12. 付則
 13. 紛争解決手順と仲裁
 14. 不動産
 15. 解散
 16. 改正
- 1601 付則は、どの代表者立法協議会(国際議会)においても、出席し投票する協議会代表者(国際議員)の3分の2の賛成票によって改正することができる。
- 1602 国際執行委員会は、改正案およびその他の事務手続きに対するすべての回答の期限を定めるものとする。
- 1603 国際憲法の改正案の通知は、改正の対象となる特定の条項またはその箇所を明記し、その意図を記載した文書を添えて、少なくとも次の代表者立法協議会(国際議会)の45日前までに国際書記長に書面で提出しなければならない。
- 1604 国際憲法の改正を予示する動議は、異なる地域から選出された者によって提出され、セコンドされなければならない、また、提案された改正が審議中の案件以外の規定とどのように調和するか、または影響を与えるかを決定する目的のみで、付則の改正について事前に国際憲法審査委員会の助言を求めなければならない。代表者立法協議会(国際議会)の間、可能であれば、国際憲法審査委員会または協議会代表者(国際議員)の集合的な憲法に関する英知もしくは国際憲法に精通した出席者から助言を求めるものとする。
- 1605 代表者立法協議会(国際議会)による秘密投票を実施しなければならない場合は、無記名投票またはインターネットベースの安全な選挙システムを使用して実施する。

(2024年8月 代表者立法協議会(国際議会)において採択)